

# 防府市こども施策推進協議会設置要綱

令和5年7月10日制定

## (目的及び設置)

第1条 防府市におけるこども施策の総合的かつ計画的な推進について、幅広い意見を反映させるため、防府市こども施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) こども施策の総合的な推進に関すること

## (組織)

第3条 協議会は、次の各号の区分による委員30人以内をもって組織し、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等関係者
- (3) 公募による者

2 前項の委員には、防府市子ども・子育て会議の委員も含むこととする。

## (会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。